

電波法施行規則等の一部を改正する省令について (衛星 AIS の導入等)

1 改正概要

船舶に開設する無線局の無線設備である船舶自動識別装置^{※1}（以下「AIS」という。）は、周囲の船舶局や海岸局等に対して船名・針路・位置・速度等の情報を自動的に送受信して周囲の船舶の動静を把握することにより、船舶の航行の安全を図る無線システムであり、無線通信規則（以下「RR」という。）においては、固定業務と移動業務に利用が限定されていた。

世界無線通信会議（WRC-15）において、AIS 用の周波数等について人工衛星を中継して通信を行う海上移動衛星業務にも利用すること等が決議され、RR が改正されたことを踏まえ、我が国においても、船舶の AIS 情報を人工衛星で受信して陸上へ伝送する利用形態（以下「衛星 AIS」という。）の実用化に向けて、通信の利用形態や目的に応じて無線局の局種の整理を行うとともに、船舶地球局の定義の見直し等、必要な規定の整備を行うため、平成 29 年 5 月に電波法の一部改正を行ってきたところである。

本件は、この電波法の一部改正を踏まえ、衛星 AIS を想定して電気通信業務を行うことを目的としない船舶地球局の整備及び AIS の通信操作の緩和等を図るため、必要となる関係規定の整備を行うものである。

※1 船舶自動識別装置 (AIS : Automatic Identification System)

2 改正箇所

(1) 電波法施行規則関係

- 船舶自動識別装置及び簡易型船舶自動識別装置の定義の見直し 【第 2 条】
- 船舶自動識別装置の通信操作を緩和（簡易な操作）する規定の整備 【第 33 条】
- 船舶地球局等の定期検査に係る規定の整備 【第 41 条の 2 の 6 及び別表第 5 号】
- その他電波法の一部改正に伴う規定の整備 【第 4 条、第 6 条の 4、第 43 条、第 52 条】

(2) 無線局免許手続規則関係

- 船舶地球局の申請書類及び様式の規定の整備 【第 4 条、第 8 条、別表第二号第 3、別表第二号の二第 5、別表第二号の三第 3】

(3) 登録検査等事業者等規則関係

- 船舶地球局の検査及び点検の実施項目に係る規定の整備 【別表第 5 号、別表第 7 号】

3 施行期日

平成 30 年 8 月 1 日